

別紙第3

防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づき乙が取り扱う秘密（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。）の保護に関し、この特約条項及び防衛事業適合事業者契約（防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号）第13条第3項に定める契約をいう。以下同じ。）に定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その従業者、下請負を行う場合においては下請負事業者の従業者又は乙が防衛事業適合事業者契約に規定する秘密保全施設等への立入りを認めた者（防衛省の職員又は乙若しくは下請負事業者の従業者を除く。）の故意又は過失によりこの契約の履行のために取り扱う秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(秘密の取扱い)

第2条 乙は、防衛事業適合事業者契約の定めるところに従い、この契約の履行のために取り扱う秘密を保護しなければならない。

(違約金の請求)

第3条 甲（秘密の管理職員）は、付紙「秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項」の規定に基づき違約金を請求することができる。

(下請負の禁止)

第4条 乙は、秘密の取扱いに係る業務（物件の輸送、施設の警備その他役務であって、秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。）を第三者に下請負してはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる秘密を特定する事項、特定資料等（秘密を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件をいう。以下同じ。）の保護の手段等を記した書面又は電磁的記録を

添えて、甲の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負事業者は、防衛事業適合事業者契約又は保全契約（装備品等秘密の保全に関する特約条項（装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）別記第2号様式の特約条項をいう。）、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する特約条項（防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第36条第1項に規定する審査基準及び第37条第2項に規定する特約条項について（装装制第54号。27. 10. 1）別紙の付紙第2の特約条項をいう。）又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する特約条項（防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）別記第6号様式の特約条項をいう。）をいう。以下同じ。）を締結した者であつて、当該防衛事業適合事業者契約又は保全契約に基づき、特定資料等を保有することができ、又は交付を受けることができるもの（以下「秘密取扱事業者」という。）でなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により秘密取扱事業者である下請事業者の下請負を行わせる場合には、当該下請負事業者による特定資料等の適切な取扱いを確保するため、当該下請負事業者の作成する秘密保全規則等、下請負事業者における秘密を取り扱う従業者の名簿その他特定資料等の秘密保全のための措置の実施状況等を確認しなければならない。
- 4 乙は、下請負事業者と下請負の契約を締結し、又は締結した下請負の契約の内容を変更した場合には、当該下請負事業者に対し、当該下請負の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該下請負の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りでない。

（保全契約の解除等）

- 第5条 甲は、乙がこの特約条項の規定に違反した場合には、この契約の全部又は一部を催告することなく解除することができる。この場合において、甲は、乙及び下請負事業者に対して損害賠償の責を負わないものとする。
- 2 甲は、下請負事業者の責に帰すべき事由により当該下請負事業者との防衛事業適合事業者契約又は保全契約を解除した場合には、その旨を乙に通報するものとする。この場合において、甲は、乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。
 - 3 乙が下請負先との契約を解除するときは、その旨を甲に事前に通報しなければならない。

秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、秘密（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。）であって、防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項（防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号。以下「防衛事業適合事業者訓令」という。）第13条第4項に規定する契約条項をいう。）に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

- (1) 漏えいした秘密の区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額
 - ア 「装備品等秘密」のときは、契約金額の100分の5
 - イ 「特定秘密」のときは、契約金額の100分の7.5
 - ウ 「特別防衛秘密」のときは、契約金額の100分の10
- (2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算
 - ア 秘密の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額
 - イ 乙が甲に対し、秘密の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額
 - ウ 乙が甲に対し、秘密の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額
- (3) 乙が、過去10年以内に秘密を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により第1号のいずれかに該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした秘密の区分に応じて同号に掲げる金額と同額を加算
- (4) 前号に規定する場合における当該過去の秘密の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の秘密の漏えい

いが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算

- (5) 秘密の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額
- 2 乙が複数の秘密を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各秘密について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 3 乙が甲との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている秘密を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該秘密が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 4 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該期間を経過した日における法定利率により計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。

第2条 乙が秘密を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から秘密を指定した旨の通知を受けたときから、当該秘密の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が秘密の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に秘密を提供する場合は、当該秘密を乙が受領したときからとする。

- 2 前項に定める乙が秘密を保全又は保護する責任がある期間に乙が秘密を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。
- 3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める乙が秘密を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 乙が本違約金条項が付されている契約の履行のために下請負事業者の下請負を行った場合の違約金の請求要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該下請負事業者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときは、甲は、乙と当該下請負事業者の間で締結された下請負契約の額を基礎として、前2条の規定に準じて算定した額の違約金を乙に請求することができる。

- (2) 前号の場合において、乙は、本違約金条項が付されている契約の当事者として、甲に対する違約金の支払義務を負う。
- (3) 前号の規定は、乙が同号の規定に従って甲に対する違約金を支払った場合において、乙が当該違約金相当額の全部又は一部を当該下請負事業者に求償することを妨げるものではない。
- (4) 乙が前号の規定により当該下請負事業者に対して求償する場合には、乙が当該下請負事業者を選定し、監督する立場にあることを踏まえ、乙と当該下請負事業者間において、漏えいの態様、過失の程度、経営への影響等を総合的に勘案し、合理的な範囲内の負担割合について、双方誠実に協議して定めるものとする。この場合において、乙は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）等の関係法規を遵守し、不当に当該下請負事業者の利益を害してはならない。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、甲、乙及び当該下請負事業者の間で締結された既存の特約条項に基づく三者間契約による違約金条項が適用される場合は、当該三者間契約による要領を優先するものとする。

第4条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。